

## 建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

平成 28 年 6 月 28 日

【第 2 現場代理人の兼任】について、次のように改正します。

### 第 2 現場代理人の兼任

発注者が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については、兼任を認める。

#### 1 兼任することができる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1)都留市発注工事の間で認める。ただし、国又は山梨県並びに他市町村の工事等（以下「県工事等」という。）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2)兼任可能な工事の数は、2 件までとする。

#### 【旧】

- (3)当初契約の請負代金額が 2 件とも 1,000 万円（建築一式も同じ）未満のものとする。

#### 【新】

- (3)当初契約の請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満のものとする。

施行日：平成 28 年 6 月 28 日（火）から

都留市総務部財務課契約担当（0554-43-1111）